

川北小学校いじめ防止基本方針 令和7年4月改定

安芸市立川北小学校

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないよう、いじめの防止のため、次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(2) いじめの定義と基本認識

【「いじめ」とは】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

1つ1つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた子どもの立場に立ち、みんなで考えることが必要である。

この時に、いじめには、冷やかしやからかい、SNSでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気をつけなくてはならない。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくある。こうしたことから、子どもの言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことである。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第22条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）で判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている子どもがいる場合もあるため

「学校いじめ対策組織」でしっかりと調べて、子どもがどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいて、その子どもがそのことを知らずにいるような場合もある。いじめられている子ども本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った子どもに対する指導等は適切に行わなければならない。

また、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてならないとは限らない。例えば、親切心で行ったことが相手の子どもにとっては苦痛を感じことだった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくとも、子ども同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もある。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、1つ1つのケースに応じた柔軟な対応を行うことができる。ただし、こういう場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、起こった事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有することは必ずしなければならない。

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談するべきものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもある。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた子どもがどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) 基本方針と取組の視点

いじめ問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。児童と教職員、保護者や地域全体で、「いじめを、しない、させない、許さない。」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていく必要がある。

教職員一同で、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織（学校いじめ対策組織）」を置くものとする。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、不登校担当、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員（民生委員）等

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

<活動>

①いじめの早期発見に関する事。 (アンケート調査：毎学期、教育相談等)

②いじめ防止に関する事。

③いじめ事案に対する対応に関する事。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

⑤いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正

<開催>

学期に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知する。

①生徒指導の4機能を重視した「分かる授業」を展開し、自己有用感を高め、自尊感情を育む。

②人権教育と道徳教育の推進に努め、命を大切にする指導、豊かな人間関係づくりを進める。

③情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめを防止する。

④学校全体で暴力や暴言を排除する。

⑤いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発する。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

4 いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

- ① いじめ調査等
「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの早期発見や取組を検証するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設ける。
※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示す。
※いじめに該当するケースがあれば、項目6「いじめを認知した場合の対応」を行い、いじめ解決に努める。
- 1) 児童対象いじめアンケート調査（学校生活アンケート:年3回）
 - 2) 保護者対象いじめアンケート調査（必要に応じて）
 - 3) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（必要に応じて）
- ② いじめ相談体制
児童や保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示すこと。
- 1) スクールカウンセラーの活用
 - 2) いじめ相談窓口の設置
- ③ いじめの早期発見
1) 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
2) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- ④ いじめの防止に係る資質の向上
いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口
校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、不登校担当
川北小学校 電話 0887-35-2516
- (2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口
安芸市教育委員会学校教育課 電話 0887-35-1021
安芸市こども家庭センター相談室 電話 0887-37-9337
- (3) いじめの相談や通報の指導
高知県心の教育センター 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
電話相談 088-821-9909
少年サポートセンター 088-825-0110
子どもの人権110番 0120-007-110

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・「アンケート」から発見
- ・校内の教員等からの情報提供

<初期対応のポイント>

- ①組織で対応する。
- ②いじめられていた児童のケアを最優先とする。
- ③管理職、生徒指導担当へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

<いじめられた児童への対応【安全確保】>
①本人からの訴えで判明した場合は、「勇気を出していってくれたね」等ねぎらいの言葉をかける。
②本人以外からの情報である場合は、情報源を伝えるか否かを検討する。
③今後被害に遭うことがないよう、守り通すことを約束する。
④どのような心理状態にあるか、注意を払う。

<いじめた児童への対応【複数の教職員で】>
①いじめられた児童の心が傷ついていることを伝える。
②いじめる意思のあるなしに関わらず、結果として相手を傷つけてしまうことはいじめに該当することを伝える。
③情報の発信源については、絶対に伝えない。

2 学校いじめ対策組織

校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、不登校担当、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員（民生委員）等

【複数の教職員で行う】

①事実関係の確認

- 5W1H、事実を正確に、原因や動機、関係している児童について、複数の教職員で聞き取りを行う。事実に基づく聞き取りは、基本、いじめられた児童 ⇒ 周囲にいた者 ⇒ いじめた児童の順に行う。

3 事実確認と支援・指導

- いじめた児童が複数いる場合は、一人ずつ別室で話を聴き、いじめられた児童からの聞き取りは、最も信頼されている教職員が行う。
- 送信者が特定できないネット上の生命に関わる悪質ないじめ・誹謗中傷については警察に相談する。いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ②留意事項
 - 聞き取りの際、特にいじめられた児童については、一人きりにしない。
 - 聞き取り内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
 - 他の児童が関わっている場合、特に緊密に連携し事実関係を明らかにする。
 - 情報提供者の秘密は厳守し、加害者が被害者や情報提供者に圧力をかけることを防ぐ。
 - 日ごろから、児童の思いをしっかり受け止める。

4 いじめられた児童、いじめた児童、周囲の児童への指導

①いじめられた児童への対応

【心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して通学できるようにするための対応】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。

- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。

- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。

- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

②いじめた児童への指導・対応 【いじめられた児童が恐れている場合も想定して】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

- いじめられた児童の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。

- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

③観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

①いじめられた児童の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。

- 学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

- 対応経過を伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。

②いじめた児童の保護者との連携

- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 関係機関との連携

①警察への通報など関係機関との連携

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対応

学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による調査)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どうなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

【いじめ早期発見のチェックリスト】

■いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

■いじめられている児童

○日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多く、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする

- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

○授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわついたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増えた
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない

- ひとりでいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

○昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 給食を一人で食べることが多い

- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

○清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる

- ひとりで離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

■いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする

- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。